

第1回アーキビストの職務基準に関する検討会議議事概要

1 日 時 平成29年5月29日(月)13時30分～15時30分

2 場 所 国立公文書館3階特別会議室

3 出席者

(構成員) 新井 浩文 埼玉県立文書館 学芸主幹
岡崎 敦 九州大学大学院 教授
小谷 允志 ARMA 東京支部 顧問
下重 直樹 学習院大学 准教授
座長 保坂 裕興 学習院大学 教授
森本 祥子 東京大学文書館 准教授

(内閣府) 畠山 貴晃 内閣府大臣官房公文書管理課長

(国立公文書館) 加藤 丈夫 館長
福井 仁史 理事
齊藤 馨 次長
依田 健 統括公文書専門官
小原 由美子 統括公文書専門官室首席公文書専門官
小宮山 敏和 統括公文書専門官室上席公文書専門官
伊藤 一晴 統括公文書専門官室公文書専門官

4 概 要

事務局より検討会議の趣旨について説明し、互選の結果、本会議の座長として保坂委員が選出された。各議題について事務局より説明した後、質疑応答、討議を行った。

議題1 これまでの検討経緯について(資料2)

- ・構成員等からの意見は特になし。

議題2 アーキビスト職務基準書の作成について(資料3、4)

(1) 概念の整理について

○アーキビストの定義

- ・「アーキビストとは何なのか」という整理が必要である(森本委員)。
- ・レコードマネージャーとアーキビストの線引きや関係性を明確にしておくべきである。また、アーキビストの職務基準を作成したあとに、レコードマネージャーの職務基準を国立公文書館

として作成することは予定されているのか（小谷委員）。

- ・当館は基本的に非現用文書の保存・管理を担っており、本職務基準の作成で、レコードマネージャーに少し手を伸ばそうとしているが、当館が今の段階で、レコードマネージャーの職務基準までを明確に作成することは考えられない（加藤館長）。
- ・検討の対象は、公文書館法第4条2項に規定される「歴史資料としての重要な公文書等について調査研究を行う専門職員」と考えてよいか。また、国立公文書館法第11条に国立公文書館が行う業務が示されているが、同条にあわせた職務基準を検討するのか（新井委員）。
- ・公文書館法第4条の専門職員にしても、国立公文書館の専門職員にしても、専門性があると言われていながら、社会に対してその専門性を十分に説明できていない。したがって、職務基準書には専門性のエッセンスをきちんと入れて、公文書館法第4条や公文書管理法の実態を作るために議論していく（保坂座長）。

○平成28年3月18日付け職務基準書について

- ・国立公文書館の内部資料と感じた（岡崎委員）。
- ・当館のためだけに作成したものではないということを明確にするため、大規模館、中規模館、小規模館という区分で職務基準書を作成したい（加藤館長）。
- ・管理職的な視点が欠けている（岡崎委員）。
- ・アーキビストの場合、上級、中級、初級の間で専門性に差はなく、差があるとすればマネジメントや渉外の能力に基づくものではないか。ただ、少なくとも2段階程度の区分が必要ということであれば、御助言を踏まえて職務基準書を作成したい（加藤館長）。

(2) 職務と業務の分類について

○「利用審査」という業務の位置づけ

- ・「利用審査」業務は「利用者支援」ではなく「保存・提供」に位置付けられているが、位置づけとして不安定ではないか（保坂座長）。
- ・利用審査の具体的なイメージからすると、利用者からの求めに対応する業務の一環なのではないか（岡崎委員）。
- ・職務の項目に新たに「利用」を設け、「利用審査」及び「利用者支援」を位置づけてはどうか。また、「利用普及」は「利用の促進」と同じレベル感に見えるので、「普及広報」等に変更し、その下に「利用の促進」及び「連携」を位置づけてはどうか（小谷委員）。

○「保存・提供」という職務名

- ・「保存・提供」の「提供」と「利用者支援」のイメージが重複しないか。「提供」という言葉はレファレンスに近い印象を受ける（保坂座長）。
- ・「提供」としたのは、「利用」と「提供」では主語が異なるという指摘を受けてのものということだが、文書館用語集などを見ると、「利用」の意味として「アクセス」という概念が充てられており、あえて「提供」を使わなくてもよいのではないか（下重委員）。
- ・通常の業務フローでは、収集・整理・保存・公開という用語を用い、「保存・提供」ではなく、「保存・公開」のほうが自然ではないか（新井委員）。

○「利用普及」という職務名

- ・日本の公文書館の現状を鑑みると、「いかに利用してもらうか」という点が非常に重要である。日本固有の事情として「普及」を独立させてクリアにしたのは、現状を変えていくためのひとつのモデルを示そうという意図が見え、戦略的にも良い。（下重委員）。
- ・日本の現状としてアーカイブズ機関も多くの利用者の獲得が求められているが、日本の公文書館に求められているのは歴史博物館ではなく、市民に対する情報開示機関であると考え。（岡崎委員）。

本日の議論を踏まえて事務局で案を作成し、改めて御相談させていただきたい（加藤館長）。

（3）作成パターンについて

- ・公文書管理法の「国立公文書館等」は、国立公文書館と同等の機能を有していることから、国立公文書館等を大規模館として位置づけることを検討できないか（保坂座長）。
- ・国立公文書館等といっても規模は様々である。規模ではなく、実際に働いている人数で区分するのがよい（森本委員）。
- ・日本の現状からすると、機能の違いは無視できない。大学文書館の場合、国立公文書館等とであっても、実態は大学の歴史資料館という側面が非常に強い（岡崎委員）。
- ・市町村立の公文書館は親組織に近い立ち位置にあり、人事交流も頻繁に行われている。また公文書館業務を通常業務と兼務して現用・非現用文書をともに扱っているケースもあり、職員数が少なくても、より理想に近いことを実施している場合もある。そのため機能面も無視できない（新井委員）。

事務局から提案された大枠について御了承が得られたものと理解する。ただし、アーキビストの職務基準について、一度決めたら変更できないのではないかと心配される関係者もいると思うことから、一定の期間を目安とし、運用していくという議論も出てくるとよいと思う（保坂座長）。

議題3 今後の進め方について（資料5）

- ・構成員等からの意見は特になし。

議題4 その他

- ・事務局より、本検討会議の議事概要等の取扱いについて説明、構成員等からの意見は特になし。

以上